

過払請求の手続きの流れ

①司法書士に相談

まずは、債務整理（過払金返還請求）が実際に可能かどうかを判断してもらうため、司法書士に相談します。状況によっては債務整理以外の方法を検討しなければならない場合があります。相談の結果、債務整理の手続きを進めることが可能であると判断できれば、実際の手続きを進めていくことになります。



②受任通知の発送

依頼が決定すると、司法書士から債権者に受任通知が発送されます。債務が残っていた場合、受任通知が債権者に到着すると、取り立てがストップします。



③取引履歴の請求

司法書士から、債権者に借金と返済の取引履歴が請求されます。



④取引履歴の再計算

取引履歴が司法書士の手元に届くと、利息制限法に基づいて再計算されます。その結果、法律上の過払金がわかります。



⑤債権者と交渉

法律上の過払額を元に、司法書士が債権者と交渉します。交渉が決裂すると裁判になる場合もあります。



⑥和解書の作成

返金に関して合意ができると、司法書士と債権者との間で和解書が作成されます。裁判になった場合も数回の口頭弁論の後、和解する場合がほとんどです。判決になるケースは稀です。



⑦過払金の振り込み

業者から過払金が振り込まれます。通常は、一度司法書士に振り込まれ、他業者に対する債務等の清算後、依頼者に渡されます。